

「新学習指導要領における確かな学力と情報教育との関連」

北斗市立浜分小学校

教諭 松村 浩良

1. はじめに

新学習指導要領では、今まで以上に「確かな学力」の育成を重視している。また、「情報活用能力」は、「読み・書き・計算」と並ぶ重要な学習能力とされ、「情報教育」も新学習指導要領で一層の充実を図るように言われている。

しかし、学校現場では、「確かな学力」と「情報教育」の関連が十分に図られておらず、情報機器の操作に詳しい一部の教師だけで推進しているのが現状である。

そこで、新学習指導要領と情報教育集録集（2008）を参考資料に、「確かな学力と情報教育」の関連性について検証する。

2. 新学習指導要領と確かな学力

ここ近年、学習指導要領が改訂されるたびに、授業時数が削減され、「ゆとり」が前面に出ようになってきた。しかし、2008年告示の新学習指導要領においては、先述した流れと逆行しており、確かな学力を重視している。

そこで、第7次（1998年～1999年告示）学習指導要領と第8次（2008年告示）学習指導要領を比較する。

【第7次】1998年（平10）～1999年（平11）告示 学習指導要領

- 「ゆとり」を強調し、週5日制を導入し、授業時数も教育内容も大幅削減。
- 自ら学び自ら考える「生きる力」の強調。
- 小中高に「総合的な学習の時間」を設定。

【第8次】2008年（平20）告示 学習指導要領

- 「確かな学力」を基盤とした「生きる力」の育成を強調。
- 「習得」「活用」「探求」の三者を共に重視。
- 授業時数・教育内容の回復。

第7次では、「子どもにとって大切なのは関心・意欲・態度である。」「指導せずに、支援をなさい。」「子どもの目がキラキラするように」などの言葉が研究会で良く耳にした。しかし、PISA調査やTIMSS調査でも、国際的に日本の学力低下が顕著で、第7次の学習指導要領に批判が集中し、学習指導要領が10年間もたないという状況に陥った。

兵庫教育大学長の梶田は、旧学習指導要領の反省を踏まえ、以下のように述べている。

- 教育は結果が勝負である。
- 「目がキラキラ」とか「楽しそう」などでなく、「どういう力が付いたか、どういう人間的な成長があったか」が肝心である。

また、梶田は、確かな学力について、以下のように述べている。

- 確かな学力は、知性を土台とした生きる力である。

- 知性のためには、知識は多いほど良い。
- 知識、概念、言葉が考えるときの素材となるので、確かな学力のために、特に言葉の力を重視した。
- 言葉の力を、国語だけでなく、理科でも社会でも、あらゆる教科領域でつけていき、それが土台となった確かな学力を付けていくことが大切である。

以上のことから、新学習指導要領では、確かな学習を重視しており、その時間に理解させなければいけない内容を確実に身に付けさせることが重要なのである。しかし、現場では、未だ、旧学習指導要領にある「関心・意欲・態度」を重視し、本時に身に付けさせなければならない内容に到達できない授業を数多く見かける。

3. 新学習指導要領と情報教育

まず初めに、「答申における情報教育の位置づけ」、「学習指導要領の総則の記述（現行と改訂）」について紹介する。

<答申における情報教育の位置づけ>

- 小学校段階では、各教科等において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの積極的な活用を通じて、その基本的な操作の習得や、情報モラル等に係わる指導の充実を図る。
- 中学校段階では、各教科等において、小学校段階の基礎の上に、コンピュータや情報通信ネットワークなどを主体的に活用するとともに、情報モラル等に関する指導の充実を図る。
- 高等学校段階では、各教科等において、小学校及び中学校段階の基礎の上に、コンピュータや情報通信ネットワークなどを実践的に活用するとともに、情報モラル等についての指導の充実を図る。

<学習指導要領の総則の記述（小学校）>

旧学習指導要領

学習指導要領総則 第1章第5 2の（8）

各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実するとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

新学習指導要領

学習指導要領総則 第1章第4 2の（9）

各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなど
の基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

<学習指導要領の総則の記述（中学校）>

旧学習指導要領

学習指導要領総則 第1章第6 2の（9）

各教科等の指導に当たっては、生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用できるようにするための学習活動の充実に努めるとともに、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

新学習指導要領

学習指導要領総則 第1章第4 2の（10）

各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

また、永井克昇（文部科学省中等教育局視学官）は、これからの情報教育について、以下のように述べている。

○すべての教育活動で、情報機器やネットワークを使うことにより、よりよく授業の目的が達成される。

また、「わかる授業を実現する」「情報関連機器を授業で有効に活用する」にも繋がる。

○新学習指導要領で「情報教育」と「情報関連機器の有効活用」の2本の柱を総称して「教育の情報化」と呼ぶ。

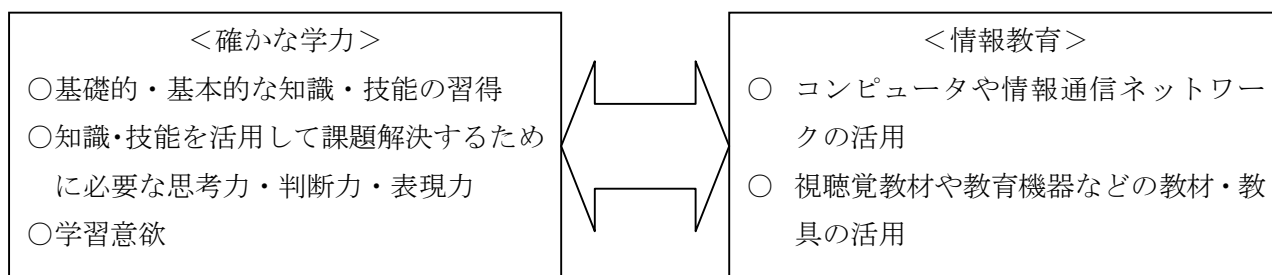
4. 確かな学力と情報教育

新学習指導要領が実施されているにも関わらず、実践が旧学習指導要領のままの教師が数多く存在する。

「はじめに」でも述べたが、情報機器が操作に詳しい一部の教師だけの物になっている。

そこで、だれでも、どこでも、いつでも、情報機器を確かな学力育成のために使用することが重要であるとする。また、その根底に新学習指導要領が存在することも忘れてはいけない。新学習指導要領は努力目標ではなく、当然、やるべき事項なのである。

以下に、確かな学力と情報教育の関連性についてまとめる。



上記のように、確かな学力を育成させるために、情報教育の充実を図ることが必要不可欠であり、そのような授業を、本研究会でも研究推進していくことが求められる。